

令和5年第2回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和5年2月27日（月）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 5 年第 2 回東串良町農業委員会会議録

令和 5 年 2 月 27 日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和 5 年 2 月 27 日 午前 10 時 00 分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和 5 年 2 月 27 日 午前 10 時 52 分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 7 名 欠席数 0 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		5 番	谷口 憲三	6 番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第 1 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第 2 議案第 7 号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第 3 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>日程第 4 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第 5 議案第 10 号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

全員出席で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和5年第2回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5番谷口委員と、6番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が5件10筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第1議案第6号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が4件、賃借権が18件あります。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料1ページをお開きください。

所有権の9番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に10番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に11番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

次に 12 番、譲渡人は岩弘の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3 ページをお開きください。

賃借権の 18 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 19 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

4 ページをお開きください。

次に 20 番、貸人は奈良県の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 20 年の利用権設定でございます。
この農地につきましては、登記名義人が上から〇〇さん、次が〇〇さん、残り 2 つが〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 21 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 22 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。
この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

5 ページをお開きください。

次に 23 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、上段は継続 10 年、下段は新規 10 年の利用権設定でございます。
この農地につきましても、登記名義人が上段は〇〇さん、下段は〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 24 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、継続 5 年の利用権設定でございます。

6 ページをお開きください。

次に 25 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましても、上 4 筆の登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 26 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

7 ページをお開きください。

次に 27 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

8 ページをお開きください。

次に 28 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、継続 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 29 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため過半の同意を得ての賃借となります。

次に 30 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましても、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため過半の同意を得ての賃借となります。

9 ページをお開きください。

次に 31 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 32 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 33 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

10 ページをお開きください。

次に 34 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、継続 6 年の利用権設定でございます。

次に 35 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 6 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 2 議案第 7 号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料 11 ページ、12 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 2 件 15 筆、面積 20,006 ㎡、使用貸借権が 4 件 5 筆、3,552 ㎡となっております。総面積は 23,558 ㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第7号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第3議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転6件、賃借権1件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(若松)

それでは、資料13ページをお開きください。

所有権の5番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりに売買による所有権移転でございます。

次に6番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりに売買による所有権移転でございます。

次に7番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりに売買による所有権移転でございます。

14ページをお開きください。

次に8番、譲渡人は霧島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりに売買による所有権移転でございます。

次に9番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりに売買による所有権移転でございます。

次に10番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおりに贈与による所有権移転でございます。

15 ページをご覧ください。

次に賃借権の 11 番、貸人は大崎町の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、賃借権 10 年の期間設定でございます。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって日程第 3 議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 4 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が 3 件ございます。

それでは、資料 16 ページ、〇〇さんからの転用申請について質疑にはいります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしております。それでは報告を松留立美委員をお願いいたします。

（松留立美委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 5 年 2 月 20 日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留和江推進委員と事務局の計 4 人で行いました。

なお、関係者として、借人の〇〇さん、貸人の〇〇さん、〇〇さん、〇

○さんが出席されました

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載の
あるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第1種農地に相当するものと思われま
す。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請
者が砂採取のために一時的に使用するものであるため、不許可の例外であ
る一時転用に該当するものと思われま

す。費用については自己資金により賄う予定であるとのこと

です。転用する面積は2,139㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はない
ものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう
被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って
対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いま
す。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料17ページ、〇〇さんからの転用申請について、現地調査報告
を松留和江委員にお願いします。

（松留和江現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和5年2月20日月曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と松留立
美推進委員と事務局の計4人で行いました。

なお、関係者として、借人の〇〇さんが出席されました

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載の
あるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第1種農地に相当するものと思われま
す。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請

者が砂採取のために一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われます。

費用については自己資金により賄う予定であるとのこと。

転用する面積は1,673㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷口委員

先ほどの農地と隣同士だが、時期は一緒に採取するのか。

事務局（出水）

同じ時期になると思います。

谷口委員

境界はどうなるのか。

事務局（駿河崎）

計画書では境界を出して、そこに保安区域を2m、2mの4m保って採取していくとのことでした。

議長（堅山）

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料18ページ、〇〇さんからの転用申請については、備考に記載のあるとおり、既に許可のおりている砂採取の期間延長を求めるものであるため、現地調査は省略させていただきました。

それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第9号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第5議案第10号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、売買を求める申し出が1件、売買・賃借を求める申し出が1件、賃借を求める申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議長(堅山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、私の方で説明させていただきます。
資料19ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、19ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に

話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（豎山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に上池委員と木佐貫委員を指名いたします。委員長は上池委員にお願いしたいと思いません。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明させていただきます。資料 20 ページをご覧ください。〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載してあるとおりです。

申請地とその周辺につきましては、21 ページの図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（豎山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に鶴丸委員と大村委員を指名いたします。委員長は鶴丸委員にお願いしたいと思いません。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、説明させていただきます。資料 22 ページをご覧ください。〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載してあるとおりです。

申請地とその周辺につきましては、22 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（豎山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に福岡委員と内村委員を指名いたします。委員長は福岡委員にお願いしたいと思います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 10 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（豎山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から

※3月現地調査：20日（月）

定例総会：27日（月）

申請締切：13日（月）31日（金）※4月分

議長（豎山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 5 年第 2 回定例総会を閉会いたします。